

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案について

平成24年2月28日
高知県警察本部交通部
運転免許センター

1 運転経歴証明書関係

(1) 趣旨

現在、高知、高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する方についての運転経歴証明書の交付申請は、運転免許センターにおいて受付を行っています。

しかし、運転免許証の取消申請（自主返納）をする方に交付される運転経歴証明書による支援制度の広がりから、特に高知市内の高齢者から最寄りの警察署での手続を望む声が多く寄せられました。そのため、高知、高知南警察署においても受付が行えるように高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正しようとするものです。

(2) 概要

ア 運転免許証の取消申請並びに運転経歴証明書の交付の申請、記載事項の変更の届出及び再交付の申請については、運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（いの署を除く。）において受付ができるようにするものです。

イ 高知、高知南警察署において運転免許証の取消申請をする際に併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出又は運転経歴証明書の交付の申請をする方は、申請用写真を1枚持参していただくこととします。

2 交通規制関係

(1) 趣旨

宿毛市のアーケード街は、商店街の衰退により歩行者が減少し、歩行用道路の規制を廃止することから、本県における車両通行禁止の指定区間を改正しようとするものです。

(2) 概要

宿毛市のアーケード街を選挙運動用自動車及び政治活動用自動車の通行禁止である指定区間から除外し、通行を可能とします。

3 施行期日

平成24年4月1日